

令和2年10月1日

職員の懲戒処分について

中央区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

公表内容

(1) 発生年月日

令和元年6月5日

(2) 役職

主事

(3) 所属

環境土木部

(4) 年齢

50歳

(5) 事件概要

令和元年6月5日午後2時23分頃、中央区八丁堀2丁目2番7号先歩道上において、公用車を運転中に鳴らした警笛をきっかけに被害者と口論となり、交番で話をしようとする被害者の左腕を右手でつかんで引っ張るなどした結果、被害者を転倒させ、加療約11日間を要する右膝打撲傷及び右足関節捻挫等の傷害を負わせたものです。
これにより、傷害として罰金10万円の略式命令を受けております。

(6) 処分内容

停職1月

(7) 処分年月日

令和2年10月1日